

九州大学営業秘密管理指針

平成28年11月1日 実施

1. 指針策定の趣旨

平成15年に不正競争防止法（平成5年5月19日 法律第47号。以下「法律」という。）が改正され、一定の要件を満たした営業秘密¹の不正取得や使用・開示に関して、従来の民事的責任に加え、刑事的責任も問われるようになった。

また、平成17年の法律改正により、営業秘密の国外使用・開示行為の処罰、一定の条件を満たす退職者の処罰及び法人処罰、罰則規定の法定刑の上限の引上げなどがなされ、平成21年には、営業秘密の不正な取得行為等を原則として刑事罰の対象とすることなどを内容とする法律改正がなされた。平成23年の法律改正では、裁判過程における営業秘密漏えいを低減するための措置として、刑事訴訟手続の特例が整備され、実効的な刑事罰による営業秘密の保護強化が図られた。さらに平成27年には、営業秘密侵害罪の非親告罪化などを内容とする法律改正がなされ、営業秘密侵害行為に対する抑止力の一層の向上が図られた²。

大学は、研究活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが求められているが、それらの成果のうち特許化等を通じて技術移転が図られるものについては、出願前は大学において秘密として管理することが必要な場面が多々生じてきている。また、産学官連携を通じて企業等の営業秘密が大学に持ち込まれる場合や、学生の企業へのインターンシップにおいて、学生が企業から営業秘密を取得する場合等、大学が企業等の営業秘密を取扱う場面も増加している。

このような情報が役職員により不正使用された場合等には、当該役職員のみならず、大学が適切な営業秘密管理体制等を構築していない場合、大学の責任も問われる可能性がある。

大学には、自らが行う教育と研究の向上のみならず、地域や社会からのニーズへの対応及び地域や社会への貢献並びに企業等との連携を通じた新たなイノベーションの創出が期待されているため、今後、大学のステークホルダーはより多種多様になっていくと考えられる。構築された関係をより強固にしていくためには、自らが生み出した成果を確保するだけでなく、各関係者と取り交わす秘密情報についても管理を徹底し信頼を得ることが重要である。そこで、九州大学（以下「本学」という。）が組織として営業秘密を適切に管理する方針として、本指針をここに定める。

2. 対象情報

本指針における秘密管理対象は、役職員が独自に創作した発明等について権利化前に秘密管理すべき情報や、企業等と連携する際や学生のインターンシップ時に、以下の7つの場合を除き企業等から本学に持ち込まれる営業秘密及び企業等との連携において創出された研究成果に関して秘密管理指定を受けた情報等とする。

- ① 開示を受けた際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
- ② 開示を受けた際、既に公知となっている情報

¹ 不正競争防止法上の営業秘密として保護されるための三要件（秘密管理性、有用性、非公知性）を全て満たす技術上、営業上の情報を指す。

² 不正競争防止法に規定される営業秘密侵害罪は、被害者等による告訴を必要とする親告罪となっていた。しかし、顧客名簿の場合や複数社で営業秘密を共有する場合など、営業秘密の保有者と秘密漏えいによる被害者とは重なり合わないケースや、被害が一企業に留まらないケースが発生する等、営業秘密侵害罪に係る公訴提起の可否を一企業の判断のみに委ねることが必ずしも適当とはいき切れなくなってきたことから、平成27年改正により、営業秘密侵害罪を非親告罪とすることになった。（経済産業省知的財産政策室編『逐条解説 不正競争防止法-平成27年改正版-』「第2部逐条解説：Chapter 7 罰則（第21条-第22条関係）」231-232頁、参照。）

- ③ 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- ④ 正当な権限を有する第三者³から適法に取得したことを証明できる情報
- ⑤ 正当な権限を有する第三者⁴から守秘義務を課されることなく取得したことを証明できる情報
- ⑥ 開示を受けた情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- ⑦ 書面により、その開示について事前に相手方の同意を得た情報

3. 管理指針

本学は、研究成果は公表することが前提であることを念頭に置き、過度の研究情報の秘密管理によって大学本来のミッションを損なうことがないように配慮しつつ、秘密保持契約書又は共同研究契約書等において定められた期間又は本学が必要とする期間、2に掲げた情報等を秘密管理する。

- (1) 秘密保持契約書又は共同研究契約書等の締結にあたっては、営業秘密の取扱い方法及び当該営業秘密を取扱う管理責任者を置く旨の内容を盛り込むこととする。また、学生等が共同研究等に参加する場合についても同様とするが、学生等が守秘義務により学会発表や就職活動の制限などの不利益を被らないよう、最大限配慮する。
- (2) 新規採用者を含む転入者、企業等からの受託研究員及び外国人研究者を本学に受入れる際には、前職又は派遣元において負っている守秘義務や本学において創出される研究成果の取扱い等を明確にする。異動及び退職する役職員に対しては、必要に応じ異動及び退職後も引き続き営業秘密管理を遵守させるよう努める。
- (3) 役職員は発明を創出した際は、速やかに大学に届け出ることとするが、当該発明に関して特許を受ける権利を大学が承継した場合には、当該発明の新規性を失わないよう、権利化前に秘匿すべき情報を適切に管理することとする。また、その開示に正当な権限を有する企業等より受け取った営業秘密は、根拠となる秘密保持契約書又は共同研究契約書等における秘密保持条項に従い、定められた管理方法、使用目的及び開示の範囲において適切に管理することとする。
- (4) 企業等との連携において、複数の企業と共同研究等を行う場合には、各企業から授受する情報間でコンタミネーション（情報混入）が発生しないように、例えば共同研究を行う場所を分ける等の対応を取ることに努めることとする。その他、海外出張及び国外機関と未公開の研究情報等のやり取りをする場合には、当該情報等の安全保障輸出管理を大学の定める手続きに従って適切に行うこととする。
- (5) 本学の役職員は、自らの責任の範囲で、役職員が独自に創作した発明等について権利化前に秘密管理すべき情報や、企業等と連携する際や学生のインターンシップ時に企業等から本学に持ち込まれる営業秘密及び企業等との連携において創出された研究成果に関して秘密管理指定を受けた情報等について、管理簿を作成した上で、別途指定の営業秘密管理マニュアルに従い管理することとする。

4. 法令の遵守

本学は、不正競争防止法を遵守するため、総長のリーダーシップのもと、全学的な技術流出防止マネジメント体制を構築するとともに、役職員に対して技術流出防止マネジメントの重要性と具体的な手法等について普及啓発を図ることとする。

^{3, 4} 九州大学及び九州大学と秘密保持契約を締結している相手先機関以外の他者を指す。